

平成24年度経営計画

1. 業務環境

平成23年3月に発生した東日本大震災による県内企業への影響は、直接的に被災した企業は少なかったが、取引先が影響を受けたことによる売り上げ減少や材料仕入れがストップしたなどの間接被害がみられました。また県内主要産業である観光関係は、風評被害などから外国人を中心に観光客は大幅に減少しました。さらに、同年9月に発生した台風12号により、県南部を中心にライフラインが寸断されるなど甚大な被害を受け、宿泊施設や地元企業の営業活動に大きな影響をおよぼし、現在も国や地方公共団体による対策が講じられ、復旧が進められているところであります。

県内経済は、個人消費、雇用情勢及び生産活動などにおいて厳しい状況にあり、総じて足踏み状態が続いています。

今後の県内景気動向については、円高や欧州危機の懸念が続く中で、各調査機関の報告においても悪化局面を見込んでいる経営者が多くみられるなど、当面は厳しい局面が続くものと思われれます。

2. 業務運営方針

多様化する中小企業者の資金ニーズに迅速かつ的確に応えるとともに、国や地方公共団体の政策保証を活用した積極的かつ適切な保証を推進し、中小企業金融のセーフティネットとしての役割を十分に発揮するよう努めます。また、創業支援及び経営支援の体制を強化し、中小企業者の経営の安定と育成支援に積極的に取り組みます。

(1) 保証部門

① 政策保証の利用推進

業況が悪化している業種に属する中小企業者や台風被害等の自然災害によって大きな打撃を受けている中小企業者に対しては、より一層親身な相談を行うとともに、セーフティネット保証及び災害関係保証、県災害関係対策保証を積極的に推進し、資金繰りと復興の支援に対応します。

② 経営支援体制の整備

1) 相談体制の確立

保証協会の利用が中心などで金融機関の支援態勢が乏しいと認められる大口保証先のなかで、CRD区分の低い先や返済猶予の条件変更を行っている先を重点支援先に選定して企業訪問を行い、また企業の経営実態を把握し、経営者の課題や悩みに対して支援を行うことができる体制の構築に着手します。

創業者に対しては、創業時における相談・支援態勢を強化し、保証支援を行った先についてはモニタリング等のフォローアップ支援を実施します。

2) 外部機関との連携

中小企業支援ネットワーク事業の支援機関の登録を行って、保証利用先に中小企業支援ネットワーク強化事業の案内や仲介を行います。

また、県内商工会と連携を密にしながら会員企業向けの相談会を実施して、経営・金融相談の支援を強化します。

3) 金融機関との連携強化

重点支援先以外の保証利用先で、CRD区分の評価が著しく低下した企業については、その企業の状況や金融機関の支援態勢等のヒアリングを行うなどにより、コミュニケーションを密にし、効率的な期中管理に努めます。

また、再生が可能な代位弁済先は、金融機関等との連携による「求償権消滅保証」を推進します。

③ 企業浸透率の向上

金融機関の入行5年程度の行員向けに、中小企業者の資金ニーズにマッチする保証制度を理解及び習得できることを目的とした研修会を実施し、金融機関からの保証利用の拡大を図ります。

また、商工団体等への制度説明会の実施などにより、信用保証による資金調達の利便性を向上させて協会利用先の増加に繋げていきます。

④ 再生支援の強化

大口保証先で資金繰りに余裕のない先については、中小企業再生支援協議会などと定期的に連携を図り経営・再生支援の検討を行います。

(2) 期中管理部門

① 大口保証先の早期実態把握

保証後の大口保証先の企業については、定期的に決算書の提供を受け、業況が悪化している企業の状況を金融機関へのヒアリング等により内容を把握するとともに金融機関と連携した期中管理の強化に取り組めます。

② 中小企業者の実情に応じた支援

資金繰りが多忙となっている中小企業者については、その中小企業者の実情に応じて、借換保証制度等の金融支援、又は返済緩和等の条件変更を弾力的に行い資金繰り改善の支援を行います。

③ 事故報告先の実態把握による改善への取り組み

事故先については、金融機関と連携を強化しながら現地訪問を積極的に実施して、企業実態把握により管理支援方針を早期に決定します。

また、事業継続が困難な先については速やかに代位弁済を実行して、管理・回収部門への情報提供による回収支援を図ります。

(3) 回収部門

① 保証協会サービスの効率的な回収

サービスで管理している回収困難な求償権を協会本体での集中管理とし、回収見込みのある無担保求償権の回収業務に特化することにより、無担保求償権の回収の効率化を図ります。

② 現状確認の徹底及び担保の再調査

求償権で長期化した案件について、債務者の現況及び担保の再調査を行って回

収方針の確認を行うとともに、その管理態勢を強化します。

また、再生可能な案件を発掘し、再生支援チームと連携して求償権消滅保証を推進します。

③ 管理事務停止の推進

債務者の実態を的確に把握したうえで、回収見込みのない先は管理事務停止を実施して回収事務の合理化・効率化を図ります。

(4) その他間接部門

① コンプライアンス態勢の充実

信用保証協会の公共性と社会的責任を認識し、法令順守並びに社会的規範を順守するためコンプライアンス委員会を中心として同委員や職員への周知や啓もう活動を行い、役職員全員に意識の浸透を図ります。

また、反社会的勢力への取組については、信用保証委託契約書の排除条項を厳守して、関係機関との連携により情報共有を迅速に行い業務の健全性の確保に努めます。

② 共同システムの安定的な運用及びシステムの有効活用

共同システムが今後も安定的に運用していくため、事務処理マニュアルの整備と職員の習熟度の向上を図ります。

また、共同システムの導入により収集しているデータを有効活用できるようシステムの構築に着手します。

③ 魅力ある人材の育成

信用補完制度の適切な運営に資する人材を養成するため、全国信用保証協会連合会や日本政策金融公庫等の外部研修会へ積極的に参加し、内部研修としては協会職員による研修を担当者や階層別を実施します。

また、昨年導入した人材育成指針に沿った「人事考課制度」の定着のため役職員が共通認識をもって取組んでいきます。

④ 広報活動の充実

リニューアルした当協会のホームページを活用して、企業向けにはタイムリーな情報発信を行い、また金融機関向けに専用ページを新設して発信内容を充実させて保証の利便性向上に努めます。

また、企業向けに保証制度案内のパンフレットや金融機関の担当者向けの携帯版事務手引きを作成して、保証協会の認知度の向上を図ります。

⑤ 内部監査の充実

内部監査については、年々その重要度が高まってきており、業務の有効性や効率性及び法令順守等のチェック機能を付与し、監査機能を充実させるために専任の独立部署を組成します。

⑥ 事業継続計画の整備及び運用

事業継続計画を策定して役職員全員への周知と運用の徹底を図ります。

3. 保証承諾等の見通

平成24年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下の通りです。

項 目	金 額 （百万円）	対前年度計画比
保 証 承 諾	95,000	86.4%
保証債務残高	290,000	96.7%
代 位 弁 済	8,000	88.9%
回 収	1,700	94.4%